

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成25年6月24日

京都市長 門川大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人京都社会労働問題研究所

### (2) 代表者の氏名

勝本 光一

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区壬生仙念町30番地2 ラポール京都6階 労働運動OBの会

### (4) 定款に記載された目的

この法人は、京都府内の社会・労働問題に関する調査・研究、資料等の収集・分析などを行い、京都府内の労働者・労働組合に対して、研究会の開催や資料集発行などによって、情報提供等を行うことにより、京都府民の労働環境、及び経済条件等の向上に寄与することを目的とする。

## 2 申請年月日

平成25年6月17日

(文化市民局地域自治推進室)